

# 新型コロナウイルス感染症の重点医療機関の体制整備

(事業規模4728億円)

## 事業目的

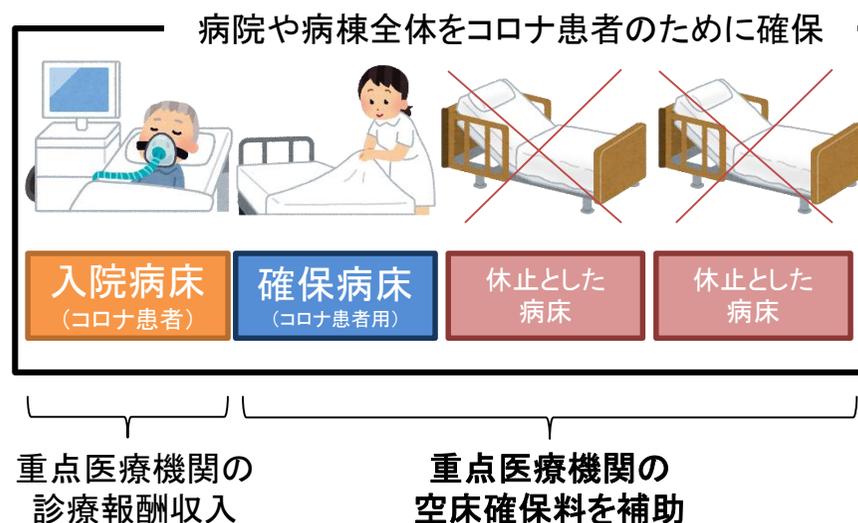
重点医療機関（新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関）において、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ体制を確保するため、空床確保料を補助することにより、適切な医療提供体制を整備する。

## 事業内容

新型コロナウイルス感染症患者対応のため、重点医療機関として病床を整備した医療機関に対し、患者の迅速な受入体制確保の観点から、患者を受け入れていない病床に対する空床確保料として、相当額を補助する。

※ ICUの空床確保の例：97千円（一般の医療機関）→301千円（重点医療機関）

(重点医療機関)



# 新型コロナに係る空床確保の補助

## 医療機関の定義

- ・重点医療機関: 新型コロナ患者専用の病院や病棟を設定する医療機関
- ・協力医療機関: 新型コロナ疑い患者専用の個室病床を設定する医療機関
- ・一般の医療機関: 重点医療機関・協力医療機関以外の医療機関

} いずれも都道府県が指定

## 〔一次補正〕

①補助単価 ICU 9.7万円、重症者病床4.1万円、その他1.6万円

※ 重点医療機関・協力医療機関という区分なし

## 〔二次補正〕

一般の医療機関 … 病床区分を変更

4/1～ ICU 9.7万円、重症者・中等症者病床4.1万円、  
その他1.6万円

重点医療機関

協力医療機関

} 重点医療機関・協力医療機関の補助を追加

4/1～ ICU 30.1万円、HCU 21.1万円、その他5.2万円

※ 療養病床である休止病床は1.6万円

②補助対象  
の病床 空床のみ

一般の医療機関 … 空床 及び 休止病床 (受入体制確保のための休床)

重点医療機関

協力医療機関

} 空床 及び 休止病床 (受入体制確保のための休床)

③遡及適用 (指定行為なし)

重点医療機関

補正成立前に実質的に専用病棟を確保していると都道府県が認めた医療機関に遡及

協力医療機関

補正成立前に実質的に専用個室病床を確保していると都道府県が認めた医療機関に遡及

④院内感染が発生した医療機関

院内感染により、実質的に専用病棟となっている医療機関について、都道府県が認めた場合、遡及して都道府県が認めた期間、重点医療機関として指定されたものとみなす

# 病床確保支援の概要

	要件	病床確保料の上限額	イメージ
重点医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県が指定</li> <li>病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者あるいは疑い患者用の<b>病床を確保</b></li> <li>確保しているすべての病床で、<b>酸素投与及び呼吸モニタリングが可能</b></li> </ul> <p>※看護体制の1単位をもって病棟として取り扱う。</p>	ICU 1床当たり <b>301,000円</b> /日  HCU 1床当たり <b>211,000円</b> /日  上記以外の病床 1床当たり <b>52,000円</b> /日	<p>病院や病棟全体をコロナ患者のために確保</p> <p>重点医療機関の診療報酬収入</p> <p>重点医療機関の<b>病床確保料</b>を補助</p>
協力医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県が指定</li> <li>新型コロナウイルス<b>疑い患者専用の個室を設定</b>して、新型コロナウイルス疑い患者を受け入れるための病床を確保</li> <li>確保しているすべての病床で、<b>酸素投与及び呼吸モニタリングが可能</b></li> <li>受け入れるための病床は個室であり、トイレやシャワーなど<b>他の患者と独立した動線</b>を確保</li> <li>必要な<b>検体採取が可能</b></li> </ul>	ICU 1床当たり <b>211,000円</b> /日  HCU 1床当たり <b>211,000円</b> /日  上記以外の病床 1床当たり <b>52,000円</b> /日	<p>疑い患者専用の個室</p> <p>疑い患者専用の個室</p> <p>診療報酬収入</p> <p>協力医療機関の診療報酬収入</p> <p>協力医療機関の<b>病床確保料</b>を補助</p>
上記以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象施設は新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関</li> <li>対象病床は新型コロナウイルス感染症患者等の入院のために確保するものとして都道府県等が厚生労働省に協議した病床</li> </ul>	ICU 1床当たり <b>97,000円</b> /日  重症患者・中等症患者 1床当たり <b>41,000円</b> /日  上記以外の病床 1床当たり <b>16,000円</b> /日	<p>一部の病床をコロナ患者のために確保</p> <p>診療報酬収入</p> <p>病床確保料を補助</p>

※ 令和2年度第二次補正予算成立日以前に、実質的に重点医療機関又は協力医療機関と同様に病棟を確保しているとして都道府県が厚生労働省と協議して認めた医療機関については、都道府県が認めた期日に遡及して、都道府県が認めた期間、重点医療機関又は協力医療機関として指定されたものとみなし、病床確保料を適用する（ただし、令和2年4月1日以降）。

※ 重点医療機関又は協力医療機関以外の医療機関の病床確保料についても、令和2年4月1日から適用する。

事務連絡  
令和2年6月16日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症  
疑い患者受入協力医療機関について

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」（令和2年6月16日医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長・健康局長・医薬・生活衛生局長連名通知）により、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（以下「実施要綱」という。）を定めたところであるが、実施要綱3（15）エ（ア）に規定する重点医療機関の指定要件等については別紙1のとおり、実施要綱3（2）エ（ウ）に規定する新型コロナウイルス感染症疑い患者専用の個室を設定して新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる医療機関（新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関）の取扱いについては別紙2のとおり定めることとしたので通知する。

## 新型コロナウイルス感染症重点医療機関について

### 1. 概要

新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関である重点医療機関に対して、空床確保のための支援などを行うことにより、患者受入体制を整備する。

### 2. 指定要件

- (1) 都道府県によって「新型コロナウイルス感染症重点医療機関」（以下「重点医療機関」という。）と指定された医療機関であること。
- (2) 指定にあたっては、都道府県によって常時指定する医療機関、感染の流行状況に応じて柔軟に指定・解除を行う医療機関を設けることができ、都道府県が書面で通知する。都道府県は重点医療機関を指定した場合には厚生労働省に報告する。
- (3) 重点医療機関の指定の方針については、都道府県で設置する協議会（「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」（令和2年3月1日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）の5に掲げる協議会。以下「協議会」という。）に諮った上で、厚生労働省に報告して決定すること。都道府県は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）等で運用状況を確認し、必要に応じ協議会に諮った上で、厚生労働省に報告して方針を見直す。

### 3. 施設要件

- (1) 病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者あるいは疑い患者用の病床確保を行っていること。  
※ 看護体制の1単位をもって病棟として取り扱う。病棟単位の考え方は診療報酬上の考え方に依拠する。
- (2) 確保しているすべての病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症患者あるいは疑い患者用の病床は、療養病床ではないこと。なお、療養病床の設備を利用して受入体制を確保する場合には、一般病床に病床種別を変更し、受け入れること。

#### 4. 受入患者（確定患者又は疑い患者）に関する要件

- (1) 既に PCR 検査又は抗原検査で陽性と確定している患者
- (2) 都道府県からの要請に基づき受入れを行っている、新型コロナウイルスに感染している恐れがあると医師が認めた、入院医療が必要な患者（新型コロナウイルス感染症疑い患者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項の疑似症の届け出がなされているものに限る。）

#### 5. 機能要件

重点医療機関の管理者（代理の者）は、都道府県に対してあらかじめ日々の対象となる患者の受入可能数と最大受入可能数を示し、都道府県調整本部（「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について（改訂）」（令和 2 年 3 月 26 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）の別添Ⅱに規定する都道府県調整本部。以下同じ。）から入院患者受け入れ要請があった場合、原則速やかに受け入れること。

#### 6. 報告事項

重点医療機関の管理者（代理の者）は重点医療機関として指定されている期間中は、毎日 G-MIS 及び新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（以下「HER-SYS」という。）に空床数や患者の重症度等の入力を行うこと。

#### 7. 補助額

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者専用の病床（稼働病床）については、当該病床にかかる診療報酬の区分に準じた病床確保料を適用することとし、具体的には別添のとおりとする。
- (2) 専用病棟化のために休床とした病床（休止病床）については、当該病床を休止する前の診療報酬の区分に準じた病床確保料を適用することとし、具体的には別添のとおりとする。
- (3) 医療機関が既に廃止された病棟などを新型コロナウイルス感染症患者専用の病棟に再整備して新型コロナウイルス感染症患者専用の病床を確保した場合等にあつては、廃止されていた病棟の病床のうち、新型コロナウイルス感染症患者専用の病棟の稼働病床及び休止病床として都道府県から指定された病床のみが補助対象となる。

## 8. 病床認定の遡及

- (1) 令和2年度第二次補正予算成立日以前に、実質的に重点医療機関と同様に新型コロナウイルス感染症患者専用の病棟を確保しているとして都道府県が国と協議して認めた医療機関については、都道府県が認めた期日に遡及して、都道府県が認めた期間、重点医療機関として指定されたものとみなす（ただし、令和2年4月1日以降）。その際には、都道府県が認めた期日に遡及して補助対象となり、その期間毎に定められた病床確保料の単価を適用する。
- (2) 既に本事業以外で病床確保料を受けている場合には、その額は減額となる。

## 新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について

### 1. 概要

新型コロナウイルス感染症疑い患者専用の個室を設定して新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる医療機関に対して、空床確保のための支援などを行うことにより、新型コロナウイルス感染症疑い患者の受入体制を整備する。

### 2. 指定要件

- (1) 都道府県によって「新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関」（以下「協力医療機関」という。）と指定された医療機関とする。
- (2) 指定にあたっては、都道府県によって常時指定する医療機関、感染の流行状況に応じて柔軟に指定・解除を行う医療機関を設けることとし、都道府県が書面で通知する。都道府県は協力医療機関を指定した場合には国に報告する。
- (3) 協力医療機関の指定の方針については、都道府県で設置する協議会に諮った上で、国に報告して決定する。都道府県は、G-MIS等で運用状況を確認し、必要に応じ協議会に諮った上で、国に報告して方針を見直す。

### 3. 施設要件

- (1) 新型コロナウイルス感染症疑い患者専用の個室を設定して、新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れるための病床を確保していること。
- (2) 確保しているすべての病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れるための病床は、個室であり、トイレやシャワーなど他の患者と独立した動線であること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症疑い患者に対して必要な検体採取が行えること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れるための病床は、療養病床ではないこと。なお、療養病床の設備を利用して受入体制を確保する場合には、一般病床に病床種別を変更し、受け入れること。

### 4. 受入患者（疑い患者）に関する要件

都道府県からの要請に基づき受入れている、新型コロナウイルスに

感染している恐れがあると医師が認めた、入院医療が必要な患者（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項の疑似症の届け出が出されているものに限る。）

#### 5. 機能要件

協力医療機関の管理者（代理の者）は、都道府県に対してあらかじめ日々の対象となる患者の受入可能数と最大受入可能数を示し、都道府県調整本部から新型コロナウイルス感染症疑い患者受入れ要請があった場合原則速やかに受け入れること。

#### 6. 報告事項

協力医療機関の管理者（代理の者）は協力医療機関として指定されている期間中は、毎日G-MIS及びHER-SYSに空床数や患者の重症度等の入力を行うこと。

#### 7. 補助額

- (1) 新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れるために確保した病床（稼働病床）については、当該病床に係る診療報酬の区分に準じた病床確保料を適用することとし、具体的には別添のとおりとする。
- (2) 新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れるために休床とした病床（休止病床）については、当該病床を休止する前の診療報酬の区分に準じた病床確保料を適用することとし、具体的には別添のとおりとする。

#### 8. 病床認定の遡及

- (1) 令和2年度第二次補正予算成立日以前に、実質的に協力医療機関と同様に新型コロナウイルス感染症疑い患者専用の個室を確保しているとして都道府県が国と協議して認めた医療機関については、都道府県が認めた期日に遡及して、都道府県が認めた期間、協力医療機関として指定されたものとみなす（ただし、令和2年4月1日以降）。その際には、都道府県が認めた期日に遡及して補助対象となり、その期間毎に定められた病床確保料の単価を適用する。
- (2) 既に本事業以外で病床確保料を受けている場合には、その額は減額となる。

稼働病床の病床確保料の上限額

I C U	1床当たり 301,000円/日
H C U	1床当たり 211,000円/日
上記以外の病床	1床当たり 52,000円/日

休止病床の病床確保料の上限額

I C U	1床当たり 301,000円/日
H C U	1床当たり 211,000円/日
療養病床	1床当たり 16,000円/日
上記以外の病床	1床当たり 52,000円/日